

小中学校における新たな教育制度

1 本市小中学校教育の目標

義務教育制度は、全ての国民に「人格の形成」と「社会の中でよりよく生きる資質や能力の育成」を図る最も組織的かつ重要な制度であり、戦後日本の発展のための人材育成に大きな成果をあげた。しかしながら、現在、義務教育に係る問題の顕在化や地方分権の進展に伴い、本制度の見直しについて論議されている。このような中、平成17年10月の中央教育審議会において、国の責任で学校の教育水準を確保しながら、市区町村と学校の主体性及び創意工夫により、地域の実態に応じた適切な義務教育を展開するよう答申が出された。

これらを踏まえ、本市においては、学校教育上の課題解決や今後の義務教育に対するニーズへの対応を考慮し、以下のような小中学校教育の目標を設定した。

（1）基礎学力の完全定着と体力向上を図る学校教育

格差社会が懸念される中、宇都宮市の児童生徒のほとんどが通学する公立小中学校において、「基礎学力の完全な定着」と「体力の向上」を図ることは極めて重要であり、多くの市民が望んでいるところである。このため、本市においては、基本的な生活能力の基礎となる知識や技能といった学力はもとより、市民生活を営む上で必要な思考力・判断力・表現力、さらには、今後の社会に必要不可欠な力である英語力の基礎定着などを、義務教育9年間を通して発達段階に応じた適切な指導により、確実に習得できる学校教育を展開する。また、体力についても、小中学校の連携を密にしながら、健康に対する自己管理能力を高めるとともに、発達段階に応じながら計画的・系統的に体力向上を図る学校教育を展開する。

（2）豊かな心を育てる学校教育

いじめ、不登校、規範意識の低下などの問題が指摘されている中、学校教育において人格の基盤となる豊かな心を育むことは大変重要であり、さらにこのことは、子どもが、国際化、価値観の多様化等が予想される今後の社会をよりよく生きるために必要不可欠である。このため、本市においては、学校の様々な教育活動の中で発達段階に応じた適切な体験学習等を実施するとともに、それらと関連を図った道徳教育を推進することにより、人間のよさや自然の美しさ、生命の尊さなどについて実感をもつて理解したり、ものづくり体験を通して協調性を養うなどして学校や社会において必要とされるマナーやルールなどを着実に体得できる学校教育を展開する。

(3) 人や社会とかかわる力を育てる学校教育

少子化、高度情報化が進展する中、コミュニケーション力を育成し、マナーや規範意識の向上など社会性の基礎を育むことは、今後の社会をたくましく生き抜く上で大変重要である。このため、本市においては、友人はもとより、地域や企業人、外国人、高齢者等、様々な人と触れ合う活動を通して、異なる文化や生活習慣を互いに尊重し共に生きようとする態度や他人を思いやる豊かな心など、社会生活をする上で必要とされる社会性の基礎を、家庭、地域、異種学校との連携を図るなどして、すべての子どもたちに確実に身に付けさせる学校教育を展開する。

(4) 子どものよさを伸長する学校教育

今後の社会をよりよく生きるために身に付けなくてはならない学力や体力、道徳性、社会性などの豊かな人間性の上に立って、子ども一人一人のよさを生かし伸ばす学校教育を展開することは、児童生徒の自己実現を図る観点から極めて重要である。このため、本市においては、子どもたちの「夢」を実現できるよう、小中学校9か年の長いスパンに立ち、子どもの「よさ」を多くの教員が見取り、子ども一人一人に自信をはぐくむとともに、発達段階に応じた適切な指導を徹底し、子どもの「よさ」を伸長する学校教育を展開する。

(5) 産業人としての基礎を育む学校教育

経済の低迷化による若年失業率が増加する中、子どもたちには、将来、自己の「夢」の実現や生計を立てることなどを目的に、産業社会の中で「働く」という義務の自覚を深める必要がある。この産業社会で活躍するためには、高い職能をもつことが求められ、高等学校や高等教育が大きな役割を担ってきたが、昨今の傾向として、職能教育の最も基礎となる自己の特性の理解や望ましい職業観・勤労観を育成する教育が大きく揺らいでいる。このため、本市においては、小中学校における子どもの発達段階に応じたキャリア教育を企業などとの連携を密にしながら行う学校教育を展開する。

2 本市教育制度の見直しの基本的な考え方

宇都宮市は、地域に支えられながら地域に密着した学校を目指し、子どもが、社会の一員としての基礎・基本を身に付け、社会の中でよりよく生きるために、誰もが習得すべき資質・能力を身に付ける学校教育を目指している。また、今後の知識基盤社会の到来に求められる高度で専門性をもった人材や国際的に活躍するリーダー養成など、多様化した社会的ニーズに対応するため、義務教育を通じて、それぞれの分野で存分に活躍することができる資質や能力の基盤となる学力を培うために、子どもの「よさ」を伸長できる学校教育の展開を目指している。

このような学校教育を展開するためには、現行制度において生じるつまずきや段差を解消し、子どもの発達段階に応じた教育を実践するために制度の見直しが必要である。また、地域の特性を生かした教育の導入や英語力の基礎定着など、本市の実情を踏まえた学校教育の開発を先進的に進め、その成果を本市学校教育に還元する新しいタイプの学校を創設する必要がある。

(1) 学力向上と学校生活適応を目指す全小中学校を対象とした教育制度の見直し

ア 一貫教育制度〔※注1〕

学習内容の定着や学校への適応に係る課題の一因が、本市小中学校間の連携が十分でないことにあることから、発達段階に応じた適切な指導を徹底するとともに、子どもの「よさ」を伸長する学校教育を実現するため、一貫教育制度を導入する。本市一貫教育制度においては、学習内容や方法をひとまとめとし、カリキュラムや指導方法の系統性を図りながら、子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育を開発する。

(2) 子どもの「よさ」の伸長を目指す学校教育制度の見直し

ア 特定機能をもつ学校の設置

地域に根差した教育を基本にしながらも、本市における教育課題解決と教育ニーズと市民の学校教育に対する社会的ニーズに対応できる特定機能を現学校にもたせた新しいタイプの学校を設置する。特定機能については、教育課題への対応を目指した、研究開発校や小規模特認校、英語教育特別推進校、ものづくりフロンティア校、特別支援教育パイロット校などが考えられる。

イ 宇都宮版特認校制度の導入

本市小中学校は、地域に根ざした学校教育を開くことから、学区制はこれまで同様に維持する。しかしながら、子どもの「よさ」を伸長する観点から、特定の機能をもつ学校においては、通学区域を弾力化して一定地域から通学ができる宇都宮版特認校制度を導入する。

〔注1〕一貫教育制度は、既存の小中学校施設を生かして9年間小中一貫教育を開く「施設分離型」と一つの学校として9年間一体的に小中一貫教育を開く「施設一体型」の二つの形態がある。